指　名　停　止　業　者　一　覧　表

令和7年4月22日時点

No.	業者名	指名停止期間	期間	適用条項	区分	指名停止理由	審査年月日
1	武内建設(株)	令和6年8月16日 ～ 令和7年8月15日	12か月	第2条第1項別表第2の2 (贈賄) 第2条第1項別表第2の7 (競売入札妨害又は談合)	指名停止	当該業者の元代表取締役が、市川市発注工事の入札に関する情報を市川市職員から得た見返りに複数回にわたり飲食接待をしたとして、贈賄及び公契約関係競売入札妨害の容疑で令和6年7月30日に千葉県警に逮捕されたため。	令和6年8月16日
2	三井住友海上火災保険(株)	令和6年11月13日 ～ 令和7年5月12日	6か月	第2条第1項別表第2の5 (独占禁止法違反行為)	指名停止	当該業者が、株式会社JERA他を保険契約者とする損害保険等について、共同して、見積り合わせにおいて各社が提示する保険料の水準を調整すること等によって保険料を引き上げ又は維持できるようにすることにより、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年10月31日、公正取引委員会から違反業者として認定されたため。	令和6年11月13日
3	損害保険ジャパン(株)	令和6年11月13日 ～ 令和7年5月12日	6か月	第2条第1項別表第2の5 (独占禁止法違反行為)	指名停止	当該業者が、株式会社JERA他を保険契約者とする損害保険等について、共同して、見積り合わせにおいて各社が提示する保険料の水準を調整すること等によって保険料を引き上げ又は維持できるようにすることにより、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年10月31日、公正取引委員会から違反業者として認定されたため。	令和6年11月13日
4	あいおいニッセイ同和損害保険(株)	令和6年11月13日 ～ 令和7年5月12日	6か月	第2条第1項別表第2の5 (独占禁止法違反行為)	指名停止	当該業者が、株式会社JERA他を保険契約者とする損害保険等について、共同して、見積り合わせにおいて各社が提示する保険料の水準を調整すること等によって保険料を引き上げ又は維持できるようにすることにより、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年10月31日、公正取引委員会から違反業者として認定されたため。	令和6年11月13日
5	東京海上日動火災保険(株)	令和6年11月13日 ～ 令和7年5月12日	6か月	第2条第1項別表第2の5 (独占禁止法違反行為)	指名停止	当該業者が、株式会社JERA他を保険契約者とする損害保険等について、共同して、見積り合わせにおいて各社が提示する保険料の水準を調整すること等によって保険料を引き上げ又は維持できるようにすることにより、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年10月31日、公正取引委員会から違反業者として認定されたため。	令和6年11月13日

指　名　停　止　業　者　一　覧　表

令和7年4月22日時点

No.	業者名	指名停止期間	期間	適用条項	区分	指名停止理由	審査年月日
6	(株)佐藤渡辺	令和7年1月31日 ～ 令和7年7月30日	6か月	第2条第1項別表第2の8 (競売入札妨害又は談合)	指名停止	当該業者の石川営業所長は、福島県石川町発注の建設工事の指名競争入札をめぐり、他の指名業者と談合したとして、令和6年10月7日、談合の罪で郡山区検察庁に略式起訴され、同月23日に罰金刑の略式命令を受けたため。	令和7年1月31日
7	パナソニック産機システムズ(株)	令和7年3月17日 ～ 令和7年5月16日	2か月	第2条第1項別表第2の10 (建設業法違反行為)	指名停止	当該業者は、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた。このことが、建設業法第26条第1項に違反するとして、令和7年1月31日付けで国土交通省関東地方整備局から、建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けたため。	令和7年3月17日
8	パナソニックEWエンジニアリング(株)	令和7年3月17日 ～ 令和7年5月16日	2か月	第2条第1項別表第2の10 (建設業法違反行為)	指名停止	当該業者は、実務経験を充足しない者を営業所の専任技術者及び工事現場の主任技術者として配置していた。このことにより、令和7年1月31日付けで国土交通省近畿地方整備局から、建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分及び建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けたため。	令和7年3月17日
9	IHI運搬機械(株)	令和7年4月22日 ～ 令和7年10月21日	6か月	第2条第1項別表第2の5 (独占禁止法違反行為)	指名停止	当該業者が、特定地下式PS設置工事及び特定エレベーター方式PS設置工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年3月24日、公正取引委員会から違反業者として認定されたため。	令和7年4月22日
10	新明和工業(株)	令和7年4月22日 ～ 令和7年10月21日	6か月	第2条第1項別表第2の5 (独占禁止法違反行為)	指名停止	当該業者が、特定エレベーター方式PS設置工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年3月24日、公正取引委員会から違反業者として認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。	令和7年4月22日